

令和2年10月1日に

家畜遺伝資源法が施行されました

(家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律)

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛の精液・
受精卵の生産事業者
の皆様へ

この法律に基づき、知的財産としての価値の保護を受けるため、和牛の精液・受精卵を譲渡するときには、契約等により、使用可能な範囲・目的を明示しましょう。

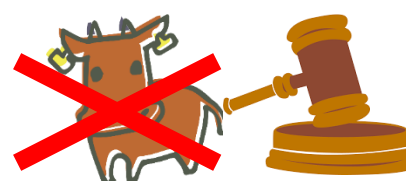
家畜人工授精師、
獣医師や畜産農家等
の皆様へ

契約等により示された使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡等を行い、知的財産としての価値を守りましょう。

不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ 和牛の精液・受精卵について、知的財産としての価値の保護の観点から、
 - ① 詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや、他人から預かったものを不正に取得、使用、譲渡等すること
 - ② 契約に違反して使用、譲渡等すること
 - ③ ①、②を使って生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
 - ④ ③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等すること
 - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

これらに該当する行為に関して、
差止請求、損害賠償請求
が可能となっています。



- ✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

罰則の導入

- ✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い**不正行為**については、罰則が適用されます。

〔 個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金
法人の場合：3億円以下の罰金 〕

和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

◎ 契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにし、相手先と確認しましょう。

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止

譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

・ **定型約款** (不特定多数と効率的に契約を結ぶ方法) **もご活用下さい。**

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署 名
住 所

◎ その上で、和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、以下に取り組みましょう。

① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによって明示することも可能です。



② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

第 号 (番号又は記号)	(例)		
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇〇 (P黒XXX)		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原XXXX		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇 印		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXXX号	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇	印

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、
〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

・ **利用制限の概要**がわかるよう、
証明書の様式に記載することも可能です。
・ **家畜受精卵証明書**も同様です。

・ **精液ストローに「(R)」と表示**することで、この精液に利用制限があることを示すことも有効です。

③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示

ノウリントロウ 2020. 10. 01 (R)
雄畜の名前または個体識別番号 採取年月日 利用制限の表示※

お問い合わせ先
広島県西部畜産事務所 (082-423-2441)
東部畜産事務所 (084-921-1311)
北部畜産事務所 (0824-72-2015)
農林水産局畜産課 (082-513-3598)

※ 契約に基づいた表示を推奨しています。

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省
ホームページ